

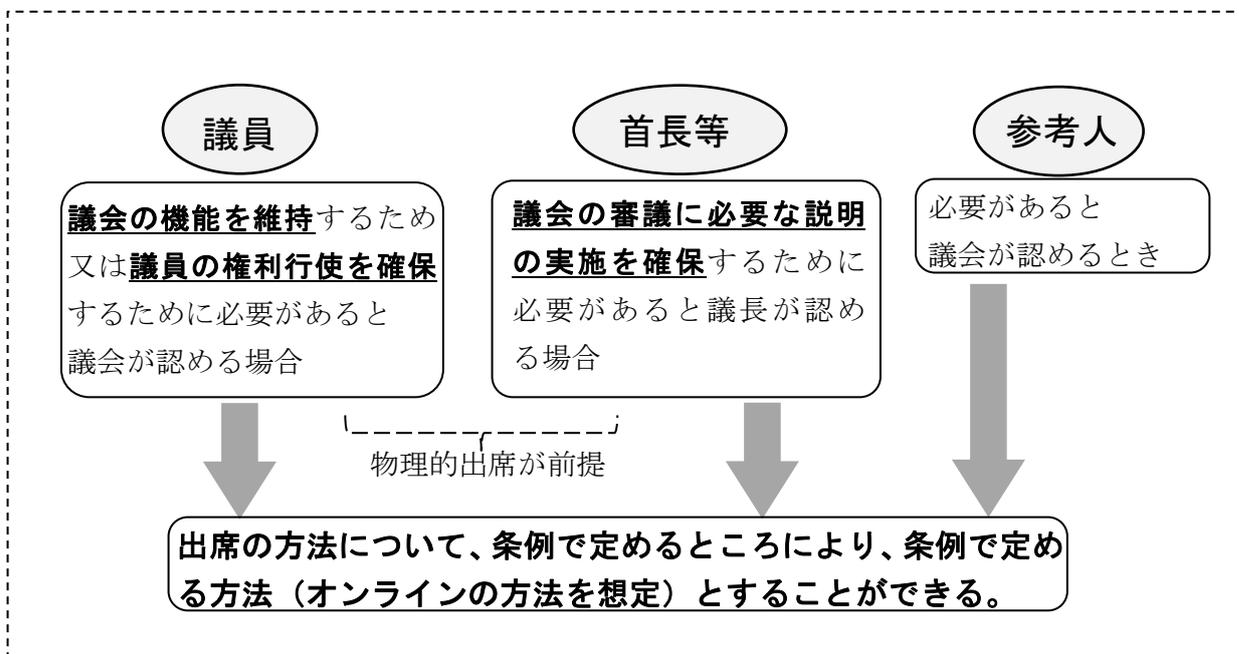
# 地方議会における本会議へのオンライン出席を可能とする法案

## 【地方自治法の改正】

### <立法の背景・趣旨>

委員会への「出席」について、一部の地方議会においてはオンラインの方法による出席が実現している一方で、本会議への「出席」については、地方議会の要望があるにもかかわらず、オンラインの方法による出席は実現していない。

→ 下記のとおり、**議会（議長）が認める場合に行う出席の方法（オンラインの方法を想定）**については、**条例で定める**ことを地方自治法に規定する必要がある。



### 現 行

地方議会における本会議への「出席」について、オンラインの方法による出席は実現していない。

### 改 正 法

〔議員と首長等〕 物理的出席を前提としつつ必要に応じて行うオンライン出席の方法については、条例で定める。  
〔参考人〕 オンライン出頭の方法については、条例で定める。